

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（国保医療課）

一 趣旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険財政安定化基金を国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制等のために処分するなど財政調整機能を追加等するため
の改正

二 内容

(一) 積立事由の追加

埼玉県国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金を基金に
積み立てることができることとする。

(二) 処分事由の追加

被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額の上昇が見込まれる場
合等に、(一)で積み立てた額の範囲内で基金を取り崩し埼玉県国民健康保険事業
特別会計に繰り入れることができることとする。

(三) 規定の整備

三 施行期日

令和四年四月一日